

藤枝市教育委員会

令和6年5月定例会議案

令和6年5月21日

藤枝市教育委員会 5 月定例会議事日程

日 時 令和6年5月21日（火）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第11号議案	藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について	-P1-
第12号議案	藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	-P3-
第13号議案	藤枝市社会教育委員の委嘱について	-P5-
第14号議案	藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について	-P7-
第15号議案	藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について	-P9-
第16号議案	藤枝市文化財保護審議会委員の委嘱について	-P11-

日 程 第2

・諸般の報告

○図書課

・ふじえだ電子図書館」の現況と今後の運用方針について -P14-

○その他

閉 会

次回教育委員会定例会：令和6年6月11日（火）午前10時（西館5階第2委員会室）

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について

藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 60 年条例第 7 号）第 3 条の規定により、別紙の者を藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

藤 枝 市 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員 6 名の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・再任	備 考
1	工藤 道夫	藤枝第4自治会長（藤枝地区支部長）	再任	1号
2	朝比奈 利幸	岡部第5自治会長（岡部地区支部長）	新任	1号
3	横山 敦志	藤枝市PTA連絡協議会 会長（岡部中PTA代表）	新任	2号
4	数野 晴紀	藤枝市PTA連絡協議会 副会長 （青島北小学校PTA代表）	新任	2号
5	山本 久美子	藤枝市PTA連絡協議会 家庭教育委員ブロック長 （瀬戸谷小家庭教育委員）	新任	2号
6	成瀬 英明	葉梨中学校長	再任	3号
7	村松 一伸	朝比奈第一小学校長	再任	3号
8	井鍋 敬子	葉梨西北小学校長	新任	3号
9	池谷 直子	藤枝中学校部活動指導員	再任	4号
10	仲山 清子	藤枝地区保護司会総務部長	再任	4号

任 期	令和6年4月1日～令和8年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例】（昭和60年条例第7号）抜粋
第3条（組織）

- 1 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者から教育委員会が委嘱する。
 - （1）自治会代表者
 - （2）小・中学校PTA代表者
 - （3）小・中学校長
 - （4）学識経験を有する者

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

藤枝市立学校給食センター条例（昭和 54 年藤枝市条例第 13 号）第 6 条及び藤枝市立学校給食センター運営委員会規則（昭和 54 年藤枝市教育委員会規則第 7 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立学校給食センター運営委員会の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員（案）

No.	氏 名	役職名等	新任・再任	備考
1	重富 朋子	西益津小学校長	新任	1号
2	村上 伸明	稲葉小学校長	再任	1号
3	西ヶ谷 友恵	藤枝中央小学校長	新任	1号
4	黒田 涼介	P T A連絡協議会 代表	新任	2号
5	土橋 武司	P T A連絡協議会 代表	新任	2号
6	桃井 美香	高洲南小学校 保護者代表	新任	2号
7	本杉 千加	藤岡小学校 保護者代表	新任	2号
8	小林 裕美	広幡小学校 保護者代表	新任	2号
9	山本 晴美	藤枝小学校 保護者代表	新任	2号
10	四條 裕美	西益津中学校 保護者代表	新任	2号
11	竹内 芳徳	岡部中学校 保護者代表	新任	2号
12	富田 ルリ子	青島北小学校 保護者代表	新任	2号
13	朝比奈 安寿佳	大洲中学校 保護者代表	新任	2号
14	大森 明子	青島中学校 保護者代表	新任	2号
15	堀井 達哉	稲葉小学校 保護者代表	新任	2号
16	小粥 智子	葉梨小学校 保護者代表	新任	2号
17	田中 義浩	青島東小学校 保護者代表	新任	2号
18	古谷 えり子	瀬戸谷中学校 保護者代表	新任	2号
19	北條 玄理	青島北中学校 保護者代表	新任	2号
20	小林 正明	志太医師会 代表	再任	3号
21	中澤 美歌乃	中部健康福祉センター 技監兼衛生薬務課長	新任	4号
22	小山 純一	学校教育監	再任	4号

任 期	令和6年4月1日～令和7年3月31日（任期1年）
-----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市立学校給食センター条例】(昭和54年条例第13号)抜粋

第6条(運営委員会)

- 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、藤枝市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。

【藤枝市立学校給食センター運営委員会規則】(昭和54年藤枝市教委規則第7号)抜粋

第2条(組織)

- 運営委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから藤枝市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - 藤枝市立小・中学校長
 - 藤枝市立小・中学校のP T Aが推薦する者
 - 藤枝市立小・中学校校医
 - その他教育委員会が必要と認める者

藤枝市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条及び藤枝市社会教育委員条例（昭和 29 年藤枝市条例第 34 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市社会教育委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 21 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市社会教育委員（案）

No.	氏 名	役職名等	新任・再任	備考
1	井鍋 敬子	葉梨西北小学校長	再任	学校教育
2	横山 浩	藤枝市自治会連合会 西益津地区支部長	新任	社会教育
3	名倉 將之	藤枝市文化協会 副会長	新任	社会教育
4	伊井 鋭一	NPO法人藤枝市スポーツ協会 副理事長	新任	社会教育
5	成田 伸明	藤枝地区保護司会	新任	社会教育
6	大池 俊彦	藤枝市学校サポーターズクラブ	再任	社会教育
7	菊川 厚代	ひろはたっこ子ども教室実行委員会 委員長	新任	社会教育
8	都築 博子	静岡理工科大学 非常勤講師	再任	学識経験
9	堀井 啓幸	常葉大学 特任教授	再任	学識経験

任 期	令和6年4月1日～令和8年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【社会教育法】（昭和24年6月10日法律第207号）抜粋
第15条（社会教育委員の設置）

- 1 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【藤枝市社会教育委員条例】（昭和29年6月28日条例第34号）抜粋

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条及び藤枝市立図書館条例（昭和 54 年藤枝市条例第 15 号）第 12 条の規定により、別紙の者を図書館協議会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

藤 枝 市 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市立図書館協議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任 再任	備 考
1	坂 田 尚 子	静岡福祉大学子ども学科教授	新任	学識経験
2	勝 又 俊 夫	藤枝図書館友の会会員	新任	社会教育
3	山 崎 由 美 子	藤枝橘幼稚園園長	新任	社会教育
4	竹 内 一 美	図書館ボランティア	再任	社会教育
5	櫻 井 利 枝	藤枝市文化協会常任理事	再任	社会教育
6	井 出 紀 美 子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	再任	家庭教育
7	本 杉 速 人	藤枝市立大洲小学校校長	新任	学校教育
8	吉 田 令 子	図書館ボランティア	再任	社会教育

任 期	令和6年4月1日～令和8年3月31日
-----	--------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

※根拠法令（図書館法の抜粋）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

※選任組織区分（藤枝市立図書館条例の抜粋）

第12条 （図書館協議会）

1 法第14条第1項の規定による藤枝市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条及び藤枝市郷土博物館条例（昭和 62 年藤枝市条例第 11 号）第 17 条の規定により、別紙の者を藤枝市郷土博物館協議会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 21 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市郷土博物館協議会の前任委員退任に伴い、補欠のため委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市郷土博物館協議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・再任 ・継続	備 考
1	川口 篤美	藤枝商工会議所女性会会長	新任	学識経験
2	井出 紀美子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	継続	家庭教育
3	大石 律子	藤枝市立瀬戸谷小学校校長	継続	学校教育
4	蒔田 大	藤枝市観光協会事務局長	新任	学識経験
5	金原 正高	藤枝市立青島中学校校長	継続	学校教育
6	谷口 正昭	静岡産業大学経営学部教授	継続	学識経験

任 期	令和5年4月1日～令和7年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	前任者の退任による補欠のため。
------	-----------------

【藤枝市郷土博物館条例】（昭和62年条例第11号）抜粋

第17条（博物館協議会）

- 1 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に藤枝市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

藤枝市文化財保護審議会委員の委嘱について

藤枝市文化財保護審議会条例（昭和 52 年条例第 10 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、別紙の者を藤枝市文化財保護審議会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

藤 枝 市 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市文化財保護審議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等（専門分野）	新任 再任	備考
1	磯部 武男	元藤枝市文化財課長・学芸員（埋蔵文化財等）	再任	学識経験 (考古学)
2	川口 円子	静岡産業大学客員研究員（民俗文化財）	再任	学識経験 (民俗学)
3	篠原 和大	静岡大学人文社会学部教授（史跡・考古資料等）	再任	学識経験 (考古学)
4	関口 宏行	元小学校教頭（歴史資料）	再任	学識経験 (中近世史)
5	中村 真也	静岡県文化財建造物監理士（建造物）	新任	学識経験 (建築学)
6	村瀬 隆彦	県立島田高校教諭（歴史資料）	再任	学識経験 (近現代史)

任 期	令和6年4月1日～令和8年3月31日
-----	--------------------

変 更 理 由	任期満了による
---------	---------

【藤枝市文化財保護審議会条例】

（設置）

第1条 藤枝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に藤枝市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

【藤枝市文化財保護条例】

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの(以下「国指定有形文化財」という。))及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたもの(以下「県指定有形文化財」という。))を除く。)のうち、市にとって重要なものを藤枝市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

(略)

- 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める藤枝市文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

「ふじえだ電子図書館」の現況と今後の運用方針について

(図書課)

1 趣旨

令和5年度末をもって、「ふじえだ電子図書館」が運用開始（令和4年9月30日）から1年半を経過したため、現況の利用状況と今後の運用方針について報告する。

2 電子書籍の蔵書構成について

令和5年度末における電子書籍数は10,998点であり、特に児童書は362点と令和4年度に比較して3.73倍となった。

<各年度末における電子書籍の分類別点数一覧>

単位:点

分類	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 技術・工学	6 産業	7 芸術・美術	8 言語	9 文学	児童	独自資料等	計
R4	165	191	373	902	184	143	86	770	115	6,588	97	47	9,661
R5	166	201	401	935	211	199	88	803	118	7,429	362	85	10,998
増減	1	10	28	33	27	56	2	33	3	841	265	38	1,337

3 本市における利用ニーズ及び対応施策について

令和5年度におけるアクセス数の46%を小学生が占めている。

これは10月に重点事業として『児童書読み放題パック※』を導入した効果だと捉えており、特に令和6年3月には小学生のアクセスが全体の73%を占めるなど、子どもの読書活動にも大きな効果を上げている。

※電子書籍は、通常1つのタイトルを1人しか読むことができないが、このパックは複数の利用者が同時に同じタイトルを読むことが可能

<アクセス件数の推移>

単位:点（小数点以下四捨五入）

月平均 アクセス件数		うち 読み放題パック	アクセス件数・割合					
			小学生	割合	中学生	割合	その他	割合
R4 下半期	920	—	163	18%	73	8%	683	74%
R5 上半期	454	—	120	27%	29	6%	304	67%
R5 下半期	1,323	418	695	53%	18	1%	609	46%
R5 年度全体	888	418	408	46%	24	3%	457	51%

<参考 R6.3月>	2,117	1,093	1,543	73%	18	1%	556	26%
------------	-------	-------	-------	-----	----	----	-----	-----

4 今後の運用方針について

毎月時宜を得たテーマを設定し、利用者のニーズに沿った新刊本の選択を行う。

また本年度も引き続き『児童書読み放題パック』を継続して提供するとともに、新たに「聴く読書(オーディオブック)」を導入し、移動時間や料理の合間などにも電子書籍を活用してもらえよう計画し、読書のユニバーサルデザイン化と併せて、新たなユーザー層の拡大にもチャレンジしていく。